

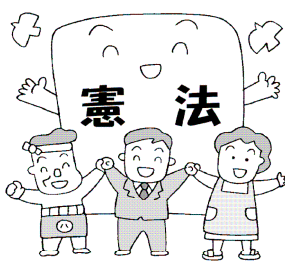
市民オンブズマンわかやま

ニュース NO79

発行責任者 畑中 正好 発行日 2010年5月17日
連絡先 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内
TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767
http://www.naxnet.or.jp/~wa_obz/ Eメール wa_obz@naxnet.or.jp

県・市町村交付金徴収漏れ損害問題

推定計約1億7900万円の回復を問う



公開質問状を提出 仁坂吉伸知事に

私達は、4月27日、仁坂吉伸知事に対し、県の市町村交付金徴収漏れ相当の損害について、どのように回復させるのか及び、未だ明らかにされていない交付漏れ県有施設などを問う公開質問状を提出しました。

回答は、5月14日までに書面で回答するよう求めています。

県の失念による市町村に交付漏れしていた交付金の回収漏れによる県の損害金問題の発端は、08年度に、03年度から08年度の市町村交付金約1億3600万円（県施設・和歌山ビック愛の貸出し部分

の固定資産税相当金）

と再発することのない

について、和歌山市に

よう原因を究明し、速やかなる対策をとる必要がある」と指摘しています。

たこと及び、当該交付金について県の失念により利用者から回収できていず県民の血税で負担していたことが、

公開質問状の提出は、県の失念により、08年度に県民の血税で負担し損害を負わせながら、外部監査で指摘されるまで県が自主的に公表しなかったことからすれば、県民に対する誠意がなく、損害の回復がウヤムヤにされかねない」と判断し提出に至ったものです。

この4月に公表された包括外部監査により明らかにされたからです。

また、外部監査人は、回収できなかった交付金について、県に損害が生じており、その損害の回復に努め、二度

また、外部監査人は、回収できなかった交付金について、県に損害が生じており、その損害の回復に努め、二度

また、外部監査人は、回収できなかった交付金について、県に損害が生じており、その損害の回復に努め、二度

公開質問は、外部監査で明らかにされた県負担の03年度から08年度の交付金に、09年度及び今年度分（交付期日未到来のため未交付）を加えた計約1億7900万円について、どのように回復させるのか、招いた原因、再発防止の対策をどうするのかなどの具体的方針を質問。また、ビック愛以外の和歌山市内にある県有施設の交付漏れ施設すべてを明らかにするよう求めました。

なお、ビック愛以外には、私達の調査によっても和歌山市で5施設あることが判明しており、田辺市の1施設もその疑いが浮上しています。

行政委員の月額報酬問題

井上 責任問題に発展しかねないので、黙ってやり過ぎそうとしたのでしょうか。
 迫間 そうに違いない。
 井上 外部監査がなければと、悔やんでい

ればと、悔やんでい
 るでしょうね、きつ
 と。
 阪谷 内部監査に期待
 できますか。
 迫間 できないから、
 外部監査ができたの
 に。

迫間 はい。そうです。
 煙中 私、すでに、県
 と和歌山市に情報提
 供するよう質問状を
 提出しました。
 阪谷 そうそう、最近、
 大阪高裁で判決あり
 ました、行政委員の
 月額報酬問題の。

を差し止めていまし
 たよ。その判決。
 煙中 それは、滋賀県
 の労働、収用、選挙
 管理の各行政委員を
 対象にしたもので、
 月額は、許された裁
 量の範囲を逸脱して
 おり、違法としまし
 た。
 井上 それじゃあ、調
 べる価値、あります
 ね。
 阪谷 回答はいつ頃。
 煙中 期限を区切らず、
 依頼しましたので、
 少々、時間がかかる
 と思います。

実態調査へ 情報提供を依頼

阪谷 総会では、それ
 以外にも、行政委員
 の報酬問題が議論に
 なりました。

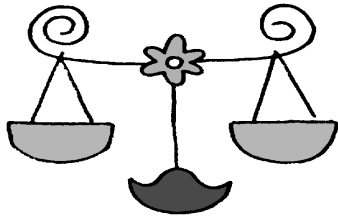
煙中 そうでしたね。
 確か神野さんが提起
 されて……。
 迫間 テレビで放映さ
 れた非常勤行政委員
 の報酬問題。年2日
 勤務で90万円という
 報酬を支払っていた
 三重県のケースだっ
 た、ですね。

会の3つの委員会の
 委員合計32人が勤務
 していなかった月が
 5年で述べ757カ
 月もあった。にもか
 かわらず月額報酬で
 支給されていたと。
 迫間 それで、和歌山
 でも同じような実態
 があるのでは、とな
 っています。

阪谷 包括外部監査と
 いえば、和歌山市の
 外部監査で、業者の
 光熱水費を市が負担
 していることについ
 て、是正が求められ
 ているとする報道が
 なされていました。

迫間 市立少年自然の
 家のことだったです
 ね。
 井上 何が問題かご存
 じですか。煙中さん。
 煙中 2点、問題点を
 指摘していましたよ。

煙中 まず、事実関係
 ですが、市がその施
 設の雨水及び浄化槽
 の排水用配管の埋設
 のための土地(近隣)
 を無償で借用する代
 わりに、その施設内
 の食堂営業を認め、



阪谷 収用委員会、海
 区漁場調整委員会、
 内水面漁場管理委員
 会。

井上 調査することに
 なったのですか。

井上 1点目は、

井上 1点目は、

井上 1点目は、

和歌山市立 少年自然の家

民間業者営業する食堂の光熱水費 市教委が違法に負担

第一四回総会の討論を中心に

県・失念の尻ぬぐいを血税で負担

阪谷 第14回総会が4

月21日に無事終了しました。

井上 私は欠席してしまつて、体調がすぐれなかつたもので。

迫間 久しぶりの参加

者もあつて、討論はもりあがり、よかつたですよ。

阪谷 特に、これから

の活動で、4月に公表された包括外部監査で明らかになつたビック愛の交付漏れ問題。

迫間 県の失念で、県

民の血税に損害が生じている、その回復をさせない県の姿勢は見過ごしにできないと、畑中さんがおっしゃつて。

畑中 そうじゃないですか。失念で、県民の血税で尻ぬぐいを

し損失を負わせたのですから。

迫間 分かります。その責任は県民にはないですね。

畑中 でしょう。責任ある人に負担して頂くのが当然ではないでしょうか。

迫間 総会では、同じような交付漏れがビック愛以外にもあるのじゃないか、という意見が出て。

阪谷 それに、03年度からの交付漏れが言われているが、その前の02年度以前の分はどうしたのだから、という意見もまし

た。

井上 へー、そんなこと話し合われたのですか。着眼点、すごい。

畑中 そう、すごいでしょう。私も、そのような問題意識は持つていませんでした。

迫間 で、公開質問状を提出する日程まで決めたのでしたね。27日と。

井上 提出には私も同

行しました。

畑中 それでね、私、

提出するまでに、和歌山市に問い合わせてみたの。すると、

市は、ビック愛と同時に交付漏れを指摘した施設が5施設あつたと言うじゃないですか。

阪谷 議論されたことが実証されたと言うこと、ですか。

畑中 ですね。それら以外にも。

井上 まだあるのですか。いまのところ疑いですが、田辺市にある県有施設も交付漏れの疑いがあります。県以外の団体に

一部貸出しているにもかかわらず交付していませんから。

井上 公開質問の回答、早く聞きたいですね。畑中 回答の期限を、5月14日までとしましたので、このニュースがでる頃には、

回答されていると思います。

阪谷 しかし、失念していたとは。信じられないお粗末な失態。

畑中 それを、07年に和歌山市の指摘で分かり、08年に県が負担支払いしていたのに、それをこれまで県民に公表していませんでした。これは許し難いじゃない

失念の負担は責任ある人に

交付漏れビック愛以外にも

和歌山市内5施設 田辺市1施設

新年度 会費 納入のお願い

【お願い】

新年度にあたり会費のご請求をさせていただきます。

会費は1口2500円ですが、できる限り複数口のご送金の協力をお願いします。

ご送金は、下記の銀行口座か、同封の郵便振替にてお送り下さい。

なお、領収書の発行を省かせていただいておりますので、ご送金された控えをご保管下さい。領収証が必要な方はお手数かけますが事務局までご連絡下さい。

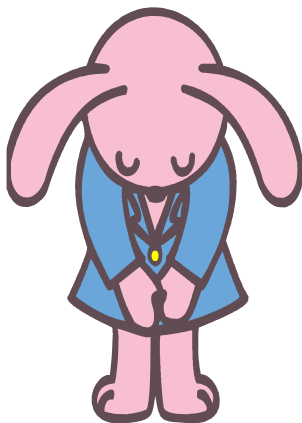
《ご送金先》

きのくに信用金庫本店
普通預金 0419585
名義 市民オンブズマンわかやま
事務局長 畑中正好
郵便局
加入者名
市民オンブズマンわかやま
口座番号
00990 - 7 - 11007

個人会員募集

みなさん。地方行政の税の不正、不当な行為を監視し、これを是正する活動をご一緒にしませんか。
ご一緒に、会員となつて、活動して下さる方あるいは、趣旨に賛同して下さる方を広く募集しています。

会費 年会費一口2500円
入会の手続き 事務局(畑中)あてまでご連絡ください。
073143312241



等利益営業と借料賃土地の相殺の違法を指摘

食堂及び食堂内にあ
る備品を無償で貸し、
さらに、食堂で使用
する水道光熱費を市
教委が負担すること
になっていることにつ
いてです。
迫間 その、どの点が
問題と。
阪谷 土地を借りる代

金と、市が施設等を
貸す代金とを相殺し
ていることが、いか
んとしていたのじゃ
ないですか。
畑中 そうです。取引
が不透明になるし、
地方自治法の歳入歳
出混同禁止の原則に
反し違法であり、直
ちに改めなければな
らない、との指摘で
した。
阪谷 私、素朴に思う
のですが、対当な相
殺とは思えません。
土地を借りる賃借料
と、食堂を貸す賃貸
料及び、それを利用
して得るであろう営
業利益とを天秤にか
ければ、対当の域を
超えていませんか。
迫間 単に双方の使用
料の相殺ではなく、
一方は、販売して利
益を得ているから、
です。

畑中 そのような契約
は裁量の範囲を超え
ている、と思います。
迫間 2点目は。
畑中 2点目の指摘は、
市教委が負担する食
堂の水道光熱費につ
いて、市の規則では、
使用を受けた者に負
担させなければなら
ないとする規定が存
するが、その規定に
違反する、と指摘し
ているのです。
阪谷 それは、受益者
に負担させるのが当
然だからでしょう。
畑中 そうでしょうね。
井上 それいかにわー。
規則云々にかかわら
ず食堂を無償で貸し
て営業させて利益を
得させている業者に、
水道光熱費を負担さ
せないのは。
阪谷 なおさら対当で
はない。
畑中 確かに。

井上 いつ頃からです
か。
畑中 どうも、施設開
所当初から続してい
るようで、30年以上
前からのようですよ。
迫間 そんなに長く。
癒着も甚だしい。
阪谷 前例踏襲で行っ
ていた、と言ってい
るようですが。
井上 ひどいなあー。

迫間 責任感が感じら
れない発言だ。
畑中 責任、とるつも
りはないのでしょうか。
畑中 もっと、厳しさ
がないとね。違法行
為を踏襲した者にも
責任あるでしょうに。
井上 そうですよ。
阪谷 市が負担した光
熱水費は、明らかに
相殺できないのだけ

ら、市の損害と言え
ませんか。
畑中 その点の外部監
査人の指摘はないで
すが、私は、そう言
えると思います。
阪谷 その点明らかに
させませんか。
畑中 ですね。このま
ま不問にすることで
はないですね。検討
課題にしましょう。

ご入会のお勧め

みなさん是非当会にご入会下さい

迫間 総会では、会の
若返りも議論になり
ました。
畑中 よく分かります。
少し、会員を増やすこ
とに力を注ぎましょ
う。
阪谷 私も、動けなく
なるまで、運動しま
すが、そろそろバト
ンタッチせねば。
井上 そうですね。そ
れ必要ですよ。
畑中 ここでも、みな
さんに、会員拡大、
入会を訴えて、座談
会を募にしましょう。
阪谷 総会でも、そう
阪谷 じゃまた次回。

当面の予定

5月17日 PM 4:00 ~
ニュース発送作業日
5月26日 PM 6:00 ~
第1回全員会議
6月28日 PM 4:00 ~
編集会議
7月13日 AM 10:00 ~
県議政務調査費違法支出金返
還請求住民訴訟の裁判
7月20日 PM 4:00 ~
ニュース発送作業日

裁判情報

県議・政務調査費違法 支出金返還請求住民 訴訟

3月23日に裁判が行われました。この日は、前回に引き続いて双方の主張、それに対する反論などが行われました。

次回は7月13日午前10時からです。

次回会員会議のご案内

日 時 5月26日(水)午後6時 ~
場 所 和歌山市勤労者総合センター
(和歌山市役所西隣 TEL 073-433-1800)

こぞってご参加下さい

【要注意】 いつもの3階ではなく2階の会議室です。